

# 南相馬市立図書館 資料収集方針

南相馬市立図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示された精神に基づき、市民の「知る権利」を社会的に保障する機関として、南相馬市立図書館資料収集方針を定める。

## 1 基本方針

- ( 1 ) 図書館は、市民が必要とし市民の知的関心を刺激する多様な資料を、図書館の責任において豊富に備えるものとする。
- ( 2 ) 図書館は、「図書館法」に示された「市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する」資料を収集する。
- ( 3 ) 図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示されたとおり市民に収集方針を公表し、図書館職員共通の理解のもとで運用する。
- ( 4 ) 図書館職員が資料を判断する際には、日本図書館協会が定めた「図書館員の倫理綱領」に基づいて判断するものとする。

## 2 収集資料の種類

収集する資料の種類は次のとおりとする。

- ( 1 ) 図書
  - 一般図書、児童図書、紙芝居、地域資料、行政資料、参考図書、洋書
- ( 2 ) 逐次刊行物
  - 雑誌、官報
- ( 3 ) 視聴覚資料
  - C D、D V D、その他音楽及び映像資料記録媒体
- ( 4 ) 障がい者用資料
  - DAISY 録音図書、点字資料、その他認められるもの
- ( 5 ) 複製絵画
- ( 6 ) おもちゃ
- ( 7 ) その他

### 3 資料収集時の留意点

資料収集にあたっては次の点に留意する。

- ( 1 ) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点にたつ資料を幅広く収集する。
- ( 2 ) 著者の思想的・宗教的・党派的等の立場にとらわれてその著作を排除しない。
- ( 3 ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- ( 4 ) いかなる圧力・検閲に対しても、収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制をしたりしない。
- ( 5 ) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。

以上のような基本方針で収集した図書館資料がどのような思想や主張をもっていようと、それは図書館及び図書館員がこれらの思想や主張を支持していることを意味するものではない。

### 4 蔵書の更新・除籍

図書館は、常に新鮮で知的関心を刺激する蔵書構成を維持し充実させるために蔵書の更新及び除籍を行う。なお除籍の基準については、本方針とは別途定めるものとする。

### 5 市民の意見と要望の尊重

利用者からリクエストされる資料は、できる限り提供するように努める。

図書館は、市民や利用者からの蔵書についての要望や意見を、図書館の蔵書構成への意思として大いに歓迎する。また、図書館は、それらの要望や意見を蔵書構成に対する評価であると認識し十分検討のうえ、蔵書構成に生かすように努める。

この収集方針は平成28年4月1日から施行する。